

本庄市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

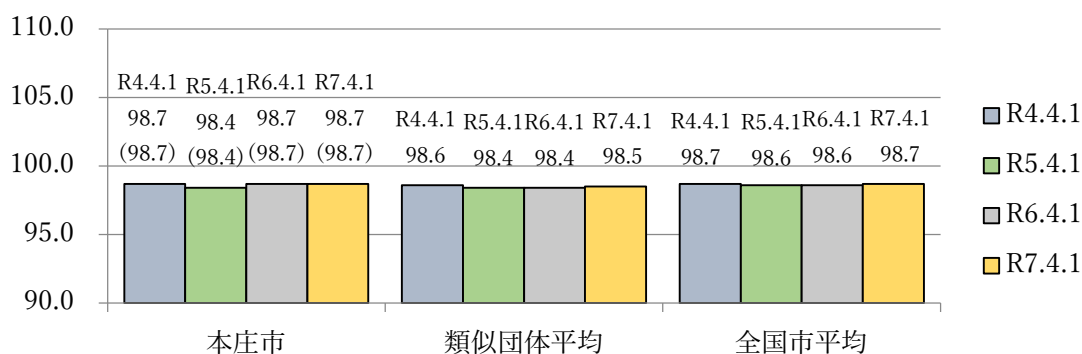
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	76,783	33,173,334	2,386,152	4,836,189	14.6	14.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	524	1,948,124	248,904	799,024	2,996,052	5,718	6,129

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
- 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っています。その他、各種手当について見直しを行っています。

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを行うとともに、8級に隣接する級間での給料月額の重なるの解消等を実施しました。

② 地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 国基準2%に対し、本庄市においても2%を支給。
(実施時期) 令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は2%、令和8年4月1日からは4%を支給します。

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0%	2%	4%
本庄市の支給割合	0%	2%	4%

③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施しました。(令和7年4月1日実施)

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
本庄市	41.6歳	323,693円	370,474円	357,412円
埼玉県	41.7歳	327,898円	425,465円	377,657円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	41.8歳	326,597円	397,663円	362,268円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A / B
	平均年齢	職 員 数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
本 庄 市	55.8歳	6人	303,684円	337,228円	325,907円	—	—	—	—
うち調理員	*歳	(5人未満)人	*円	*円	*円	飲食物調理従事者	46.0歳	287,600円	—
うち用務員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち自動車運転手	*歳	(5人未満)人	*円	*円	*円	乗用自動車運転者	49.4歳	254,200円	—
埼 玉 県	54.2歳	131人	316,323円	370,015円	351,420円	—	—	—	—
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円	—	—	—	—
類似団体	51.8歳	19人	305,103円	336,779円	320,403円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
本庄市	—	—	—
うち調理員	—	3,806,900円	—
うち用務員	—	—	—
うち自動車運転手	—	3,419,100円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています(令和4年～令和6年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

※人数について、1人以上5人未満の場合は「(5人未満)」と表示しています。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		本 庄 市	埼 玉 県	国
一般行政職	大 学 卒	225,600円	228,735円	220,000円
	高 校 卒	194,500円	197,203円	188,000円
技能労務職	高 校 卒	188,000円	201,766円	—
	中 学 卒	—	188,281円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

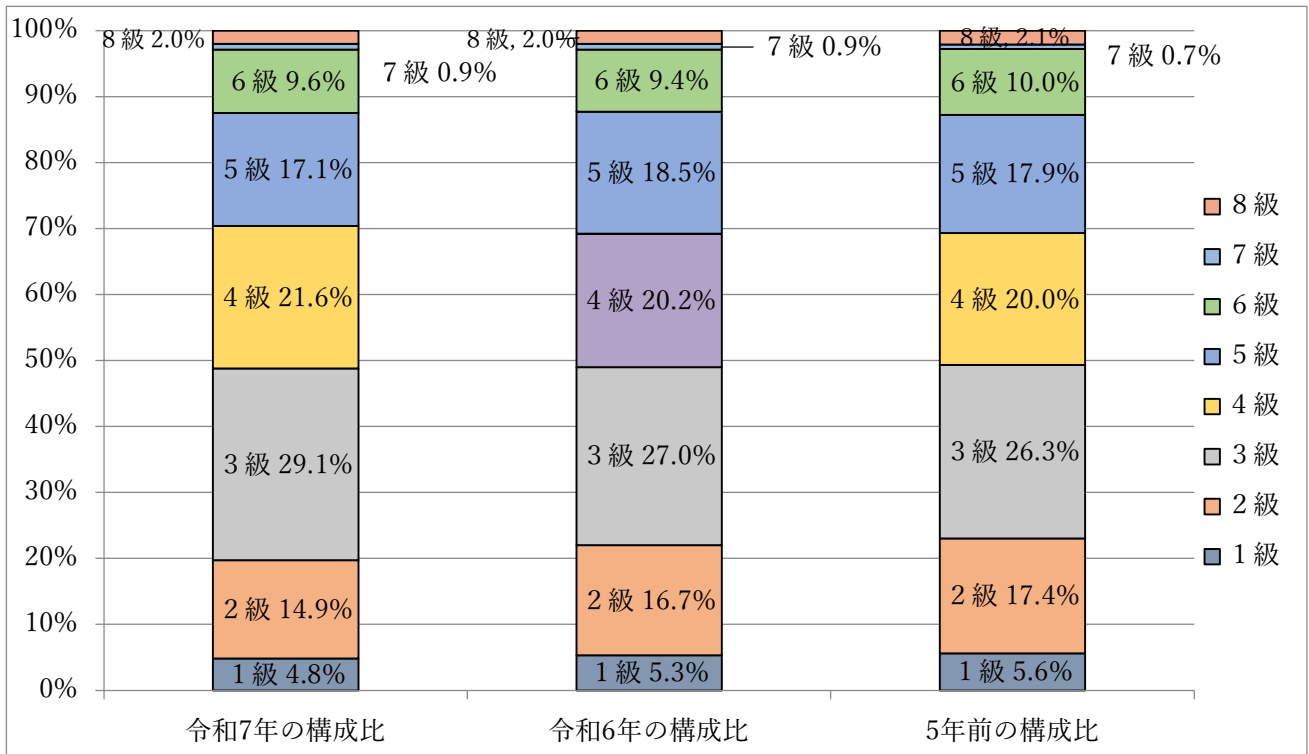
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	281,545円	369,000円	389,534円	400,943円
	高 校 卒	251,000円	—	—	389,900円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	340,250円
	中 学 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

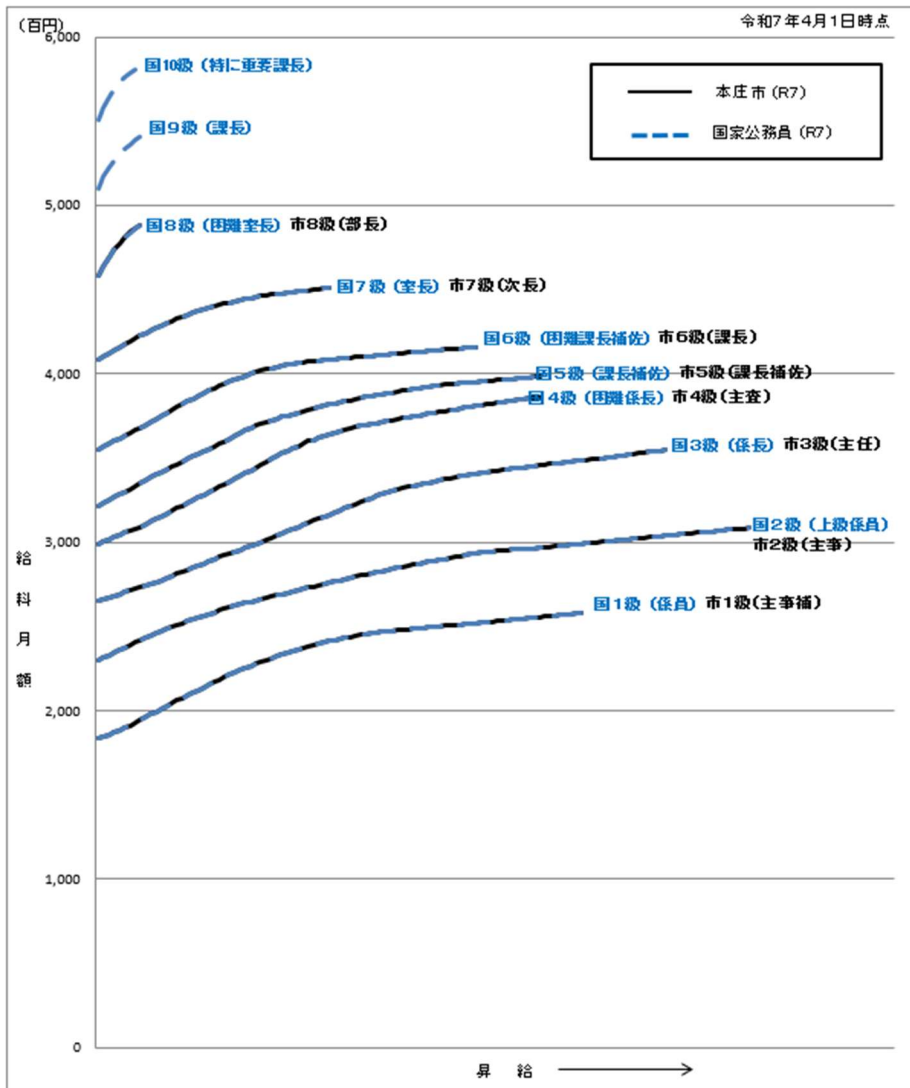
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
8 級	部長・局長	9 人	2.0 %	458,300 円	488,500 円
7 級	次長、参事、支所長	4 人	0.9 %	408,300 円	450,900 円
6 級	課長、副参事	44 人	9.6 %	355,200 円	415,700 円
5 級	課長補佐、主幹	78 人	17.1 %	321,300 円	398,200 円
4 級	係長・主査	99 人	21.6 %	298,800 円	386,100 円
3 級	主任・専門員	133 人	29.1 %	265,300 円	354,700 円
2 級	主事・技師	68 人	14.9 %	230,000 円	308,500 円
1 級	主事補・技師補	22 人	4.8 %	183,500 円	258,100 円

- (注) 1 本庄市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3)昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（本庄市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

本 庄 市	埼 玉 県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,600千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,708千円	—
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.5月分 勤勉手当 2.1月分 （ 1.4 ）月分 （ 1.0 ）月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.5月分 勤勉手当 2.1月分 （ 1.4 ）月分 （ 1.0 ）月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.5月分 勤勉手当 2.1月分 （ 1.4 ）月分 （ 1.0 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（本庄市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2)退職手当（令和7年4月1日現在）

本 庄 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		
(退職時特別昇給 なし)					
1人当たり平均支給額		14,213千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3)地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		0円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
市内全域	2%	582人	2%

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		122千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		9,832円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		2.2%		
手当の種類（手当数）		4種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
清掃作業等 業務手当	犬、猫等死体処理 に従事した職員	犬、猫等死体処理 に係る業務	0千円	1件につき270円
	スズメ蜂等蜂退治 に従事した職員	スズメ蜂等蜂退治 に係る業務	114千円	1件につき360円
防疫業務手当	感染症の患者又は 感染症の疑いのある 患者の救護等に従事 した職員	感染症の患者又は 感染症の疑いのある 患者の救護等に係る 業務	0千円	1件につき360円
	感染症が発生し、 又は発生するおそれ がある場合における 感染症の病原体の付 着した物件又は付着 している疑いがある 物件の処理に従事し た職員	感染症が発生し、 又は発生するおそれ がある場合における 感染症の病原体の付 着した物件又は付着 している疑いがある 物件の処理に係る業 務	0千円	1件につき500円
	家畜伝染病防疫業 務に従事した職員	家畜伝染病防疫業 務	0千円	1件につき340円
行旅死亡人等 処置業務手当	行旅死亡人又は変 死人の取扱いに従 事した職員	行旅死亡人又は変 死人の取扱いに係 る業務	4千円	1件につき4,000円
防災業務手当	風水震災等の災害 対策業務に従事し た職員	風水震災等の災害 対策業務	4千円	1件につき600円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	42,802千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	101千円
支給実績（令和5年度決算）	37,519千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	89千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度又は令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(6)その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 3,000円※行政職給料表8級を除く 子 11,500円 父母等 6,500円 (行政職給料表8級は3,500円) 満16歳~22歳の子に関する加算 5,000円	同じ		49,777千円	234,793円
住居手当	借家 ※限度額28,000円	同じ		35,577千円	120,190円
通勤手当	交通機関利用 運賃相当額 ※限度額150,000円 交通用具利用（自動車等） ※2km以上から距離に応じて支給	同じ		29,090千円	62,829円
管理職手当	部長級 90,000円、参事級 74,000円、 課長級 60,000円、副参事 55,000円、 課長補佐級 42,000円	異なる	支給額	96,835千円	612,880円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日、祝日法による休日等、年末年始の休日等又は平日深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）に勤務した場合に支給 1回につき12,000円を超えない範囲内において規則で定める額	異なる	支給条件及び支給額	42千円	6,000円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 区 町 村 長	801,000円 (890,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,064,000円 / 686,000円	
	副 市 区 町 村 長	718,200円 (756,000円)	879,000円 / 623,500円	
報 酬	議 長	425,000円	629,000円 /	376,900円
	副 議 長	374,000円	575,000円 /	309,700円
	議 員	353,000円	522,000円 /	286,600円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(令和6年度支給割合) 4.55月分 ※減額あり		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 4.55月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 区 町 村 長	890,000円×48月×0.35×1.15	17,194,800円	任期毎
		756,000円×48月×0.21×1.15	8,763,552円	任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 期末手当については、市長20%、副市長10%の減額措置を行っています。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	2人	29人	51人	82人	95人	70人	39人	39人	56人	71人	50人	18人	602人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減(率)
一般行政	432	439	444	457	460	464	32(7.4%)
教育	59	62	60	64	64	65	6(10.2%)
消防	—	—	—	—	—	—	—
普通会計	491	501	504	521	524	529	38(7.7%)
公営企業等会計	69	70	71	70	73	73	4(5.8%)
総合計	560	571	575	591	597	602	42(7.5%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	1,475,680	△21,407	107,501	7.3	7.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費17,926千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	17	60,400	11,657	26,433	98,490	5,794	6,260

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数です。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含みますが、会計年度任用職員を含みません。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
本 庄 市	39.2歳	328,557円	500,986円
団 体 平 均	45.8歳	345,838円	524,813円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

本 庄 市（企業職）	本 庄 市（一般行政職）
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,746千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,600千円
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.5月分 勤勉手当 2.1月分 （ 1.4）月分 （ 1.0）月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.5月分 勤勉手当 2.1月分 （ 1.4）月分 （ 1.0）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

本 庄 市（企業職）	本 庄 市（一般行政職）
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%） （退職時特別昇給 なし） 1人当たり平均支給額 ー 千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%） （退職時特別昇給 なし） 1人当たり平均支給額 14,213千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支 給 実 績（令和6年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		0円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
市内全域	2%	15人	2%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		0.0%		
手当の種類（手当数）		1種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
防災業務手当	風水震災等の災害対策業務に従事した職員	風水震災等の災害対策業務	0円	1件につき600円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	3,175千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	318千円
支給実績（令和5年度決算）	2,586千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	199千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度又は令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 3,000円※行政職給料表8級を除く 子 11,500円 父母等 6,500円 (行政職給料表8級は3,500円) 満16歳~22歳の子に関する加算 5,000円	同じ		2,075千円	207,454円
住居手当	借家 ※限度額28,000円	同じ		1,865千円	143,425円
通勤手当	交通機関利用 運賃相当額 ※限度額150,000円 交通用具利用（自動車等） ※2km以上から距離に応じて支給	同じ		701千円	50,066円
管理職手当	部長級 90,000円、参事級 74,000円、 課長級 60,000円、副参事 55,000円、 課長補佐級 42,000円	異なる	支給額	3,816千円	636,000円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日、祝日法による休日等、年末年始の休日等又は平日深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）に勤務した場合に支給 1回につき12,000円を超えない範囲内において規則で定める額	異なる	支給条件及び 支給額	18千円	9,000円